

令和 6 年度第 3 回社会的養育体制整備計画策定ワーキンググループ[°] 議事概要

日時：令和 6 年 10 月 31 日（木） 9 時 30 分～12 時 30 分

場所：國民会館 小ホール

出席者：荒井委員、伊藤委員、伊山委員、古城委員、中村(み)委員、中村(善)委員、農野委員、牧野委員、山内委員、山下委員（五十音順）

概要：会議冒頭に委員紹介を実施

○WG 長

第 3 回のこのワーキンググループでは、12 月の本会議に計画の素案を提出することになります。今日も長丁場ではありますが、活発なご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは議事に入らせていただきますが、先ほど事務局からご説明いただきましたとおり、運営要綱第 7 条に基づき、本ワーキンググループについては公開とさせていただきます。また、議事の概要についても、会議終了後速やかに事務局で作成していただいて、発言者の名前を伏せた上で、ホームページで公開・公表させていただきますので、ご了承お願いいたします。なお、本ワーキンググループは公開とさせていただきますが、保護を必要とする子どもの安全確保のため、各施設の所在地を特定させる等の情報のご発言はご留意いただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入らせていただきます。本日の議事進行については、一時保護機能の強化に向けた取組、児童相談所の強化等に向けた取組、計画の素案について、という概ね 3 つの議題となっています。事務局からそれぞれご説明いただきますので、皆様方はご意見をよろしくお願ひいたします。

それでは、一時保護機能の強化に向けた取組について、事務局からご説明をお願いいたします。

議題：一時保護機能の強化に向けた取組みについて

■資料 1 について、事務局から説明

○WG 長

ありがとうございます。ただいまのご説明について、何か委員の皆様方からご質問、あるいはご意見はございますでしょうか。

○委員

保護所の困っている問題というのは、虐待、被虐待の保護はもちろんしないといけない一方で、非行・犯罪の、例えば性加害や万引きを繰り返す、家出する、暴力といった加害者もかなりいる。それを同じ施設内でどうにかするのは非常に難しい。例えば、非行・犯罪の子は、一時保護所にはもう二度と来たくないと思ってもらつてもいい。逆に、虐待の子どもは家に帰った後にも、もし何かあつたら訴えて一時保護所に行くのもあっていいと、また行ってもいいと思ってもらう必要がある。真逆のことを対応しないといけない。それ

は一つ運営面の難しさにも繋がるし、もう一つは職員の研修が両方をカバーする研修をしないといけないということになる。この辺が現実ですごく大きな問題。例えば被虐待のケースに関しては、なるべく一時保護委託を活用するという選択肢がある。もっと里親家庭を活用するという選択肢もある。あるいは、今は地域ごとに大体第一、第二と分けていますが、機能ごとに分ける方法もなくはないと思います。少し難しいこともあるかもしれないが。そういうことを常日頃考えている。

それから、一時保護委託も専用施設でいいのか。児童養護施設の空きスペースを使うとかもあると思う。実は空きスペースを使うと、手が空いていたら職員が昼間行ったり来たりできる。専用施設を作ると、6人なら6人を対応しないといけない。児童養護施設は昼間子どもが学校に行ってないので、その時に行ったり来たりてきて、それが楽しかった、良かったと感じてもらえることに繋がったら良い。それはアタッチメントの面からもすごく大事で、それが割と簡単にアタッチメントができるかの目安にもなるから、一時保護所の観察という意味では非常に有力な手段だが、そのようなことを意図的に活用すべきではないかと思っている。例えば、小規模で6人定員のところを5人にしておいて枠に使う。そういうことを考えている。

それからもう一つ、運営面のこと気になるのは、当該校と連携してというところ。これは確かに学校判断、校長判断ができるが、実際にそれができない学校もある。むしろ学校の協力を得ようと思えば、教育委員会の了解を先に取る必要があると思う。大阪府全体で取ろうと思ったら、大阪府の場合は教育委員会が二重構造になっており、市町村と府の両方の構造がある。基本的には市町村がある程度独自に判断するが、両方が登校指導に対して了承してもらえない、校長判断ではなかなか新しくできないというのがある。

もう一つ、学校は基本的に親の意向を非常に気にする。これは子どもの代弁者であるという前提で学校は運営しているので、親の希望に反して何かをするということはなかなか難しい。そもそも、指導中の子どもに対する対応が非常に難しいことがあるが、それに対して校長判断だとぶれる可能性があるので、教育委員会に判断を求めておかないと新しいことはなかなかできないのではないか。教育委員会としてそういうことをすべきと、やっておかないといけないのではないかと思います。この辺りが今思っていることです。

○WG長

ありがとうございます。一時保護所は昔、混合収容みたいな言い方をしていて、いわゆる非行・虞犯の子と、あるいは本当に守ってあげないといけない子と。どちらも守るんですが、非行や虞犯の子については、きちっとした生活の枠組みが必要と言われていて、虐待の子は医療的な雰囲気がイメージとしてはあるのですが、守られている感じですかね。周りに対する信頼感や守られている感をどのように培うかということで。難しいのは、虐待を受けている子というのは、そういう考え方で捉えたとしても、加害・被害を両方経験しているようなケースもあるので、場合によっては虐待を受けている子でも、きちっとした生活の、あるいはいわゆるルールの枠組みの中で、自分が落ち着ける、そういう子どもたちもいる。それぞれの子どもたちのタイプをどのようにアセスメントするかについて、一時保護所の中での行動観察が非常に大事かと思います。

府から何かコメントございますか。

○事務局

貴重なご意見ありがとうございます。正におっしゃったとおり、子どもの状況によって加害・被害が含まれるという、いろいろな事情の子どもがいるのは確かです。一時保護所で他の子たちと集団生活が少し難しい、いわゆる子どもが持っている課題に集中した方がいいという子どもについては、個別棟を利用してできるだけ集団での他の子どもの影響を受けにくいような環境で一時保護している、そういう取組はしているところです。おっしゃるとおりで、行動観察が一時保護所にとってはとても重要な役割の一つというのは、もちろん意識はしています。委員からご意見をいただいた教育委員会との部分ですが、今回学習支援を考えしていくところで、教育委員会ともかなりこういった一時保護をとりまく状況を協議しているところです。また、市教委にも一定この状況や我々の考えをお伝えする機会を設定させていただくという形で調整は進めています。そういった形で何かしら良い形で子どもたちに学習の機会を提供できないか、教育とも連携しながら検討しているところです。

○WG長

ありがとうございます。委員からは貴重なご意見をいただきました。在籍校の協力を得ながら通学することですが、これは施設で一時保護されている子どもが通学しているというケースもありますか。

○事務局

子どもの事情によっては、一時保護中に学校に通うということはケースとしてあります。

○WG長

だから、すでに高校1年生の子だったら、高校に通える範囲の入所場所が必要になってくるかと思います。なかなかジャストフィットするかどうかは難しいかもしれません、やはり一時保護された子どもにとって、生活環境を考えると、いろいろなタイプの子どもがいる中で、増員ができるのか、どう生活区分していくべきなのか。同時に、ある特定のケースの子たちにとって、チーム体制で関わっていくということが必要です。例えば、性虐の女の子のチームとか。人をチームにするというのも大事かもしれません。

○委員

先ほどの委員からのご指摘の前半の、混合収容というか虐待の子と、というのは子どもたちの声としてもあがっています。大阪府の施設の子どもたちの声も5年前に聴かせてもらいましたし、他の自治体の社会的養育推進計画で子どもたちのヒアリングやアンケートをさせてもらう中で、やはり一時保護所での生活に対するイメージが子どもや保護所によって違っています。混合収容がしんどかったという声はよく聞くというのが一つ。

あと、子どもたちに生活の質やいろいろな工夫をされているのは良いことだと思う。通学保障や私物の持込みはいいと思ったが、なぜ自分たちがこの一時保護所に来たのか、子どもたちにどう説明されていて、子どもたちがそれをどう解釈しているのかが大事で、大事だけどそこが上手くいっていない。例えば、虐待を受けて保護して、ここに来られて良かった、保護された、自分を守ってもらうためにここに連れて来られたんだと思うのか、施設で不適応を起こしたりして、措置変更の前に来て、罰としてここに来たと思うのか。一時保

護所という場所や一時保護所での生活が、子どもたちにとってどう受け止められているのかというところから考えないといけない。先ほど、集団に入ることが難しい子は個別棟で対応しているということだった。こちらとしてはその子の権利や周りの子どもの権利を守るために、その子のために個別対応をしているが、個別棟に移された子どもは自分だけ集団に入れないとペナルティーとして個別に入れられた、そう受け止めている子も少なからずいる。そういう話を子どものヒアリングをするとすごく聴く。なので、こちらが何のために一時保護所での生活を子どもたちに提供しているのか考えて、それを子どもに説明できるのかということから考えしていくと、もう少しやれることがある気がしている。先ほどの機能別に建物や場所を分けていくというのも一つ選択肢としてはあるのかと思いました。

もう一つが、以前のこの会議でもコメントしたが、一時保護専用施設や委託一時保護がある中で、取組方針の中で、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保がある。子どもたちの中ですべて入所している子は、一時保護やショートステイで来た子に対してあまり良い受け止めをしない。先ほど委員の中で、6人のユニットで5人にしておいて、1人一保のために取っておいたらというご意見もありましたが、子どもたちは必ずしもウェルカムではない。自分たちはずっと居ないといけないので、帰ることが分かっている子と一緒にいるのが難しいとか、それを見ていく職員の難しさもある。子どもたちの声としては、一保は一保、ショートはショート、入所は入所みたいな感じで分けて欲しいという声は、前回のヒアリングでも結構あったので、それはコメントしておきたい。同じように、ファミリーホームは施設と違ってスペースが少ないので、ファミリーホームは特に長期に見ないといけない子がたくさん措置されているかと思いますが、そこに一保の子が次々来るというのは、ファミリーホームを運営している養育者も難しいのではないかというのは気にはなっている。あとは子どもへの負担を気にしている。

○委員

我々現場での振り返りの部分をコメントさせていただきたい。今、一時保護の問題で、本当に良い方に随分変わってまいりました。ハード面もソフト面も、一時保護所の体制や建物、職員の配置も含めて、変わってきたと常々感じている一人です。その中で、いつも現場の中で出るのですが、現場にて大変な中で、クールダウンの目的でレスパイトを一時保護所でお願いしたいと望む施設がたくさんある。これはもうずっと前からですが。でも、それがなかなか施設に委託一時保護をしているぐらいなのに、なかなかそんな余裕がないというのもある。その辺の、専用レスパイトのような、里親もそうかもしれません。施設もしっかりと里親のレスパイトの要請があれば受けなければならぬということはみんなで話し合いをしながら、そういうケースも増えています。

それと、所持品の持込みや外出、面会について。我々も注目しながら、またいろんなことを学んでいきたいと思っている。所持品であれば、本当に少し前まで高級品は保護者にお願いをして、もし後で何かあつたら困りますので持ち込まないでくださいねと。そういうことをずっと指導してきたわけですよね。これからそういった私物の持込みは、今の方針の中でどれだけできるのか。もちろん今の子どもは一番はゲームですけどね。そういうものは認めざるを得ないが、やはりトラブルの原因となる。いろんなことが保護者との問題もありますし、子どもたちの中でもトラブルを起こしてはならないという意味から、禁止をしていた部分もあります。その辺のこと、しっかりと部会でやっていただきたい。これは施設それぞれの考え方と、今までやってきたこ

との中で、大きく一律にというのはしんどいかもしれません、現場も一保とのことも意識しながらやらなければならぬ。面会もそうだし、させられない、できない、ということがあるのはもちろん承知していますが。その辺も現場としては連携を持ってやっていきたいと思っています。

○委員

一時保護を里親が受けるケースもとても増えています。この中で、ペアレントトレーニングを一時保護所の職員は受けているとあり、多分一時保護所の特別の研修だったのだろうと思いますが、里親は一時保護向けの研修を受けたことがない。よく里親登録をすると、まずレスパイトを経験して、一時保護のような短いのを経験して、長期にということが通常の流れになっています。私見になるかもしれませんが、肌合いでして一時保護はとても難しい。朝一番に電話がかかってきて夕方には子どもが来ている。状況も分からぬ。緊急保護の場合は先ほどありましたように何も持てて来ない時もある。持てて来る時と持てて来ない時では落ち着きも違います。だから、何かを持って来てもらうというのは大きいと思います。一時保護を里親に委託される件数もどんどん増えてきていますが、それ用の研修がもあるのであれば、里親にも受けさせて欲しい。スキルがとても難しいと思う。何が何かわからない、とても不安だという。里親一人、二人で見て、何日かわからないけど見送らないとならない。精神的にも、自分の中でもコントロールしなければならない。学校に通わせることがあるが、その学校との連携。遠かったら車で送ったり、近くであっても今までの通学ルートとは違うから自転車で通わせることが心配で、帰って来るまで大丈夫かと心配したり。一週間、二週間でお預かりするが、この子がその時どう過ごしてくれるか、この次どうなるか、いろいろな思いがある。ある程度の情報があってどこまで触っていいのか、日々考えながら、寝てるか、冷えてないか、とすごくひやひやしながら、専門家にはなりきっていない里親がやっている。もしその研修があるなら、どんな内容か聞きたいし、里親にも一時保護専用の研修をやって欲しいところです。

○委員

いくつもあり、一つが一時保護所における運営面の対応検討状況というところ。私物の持込み開始の、その子にとって愛着のあるもの、例えばぬいぐるみや毛布などは受け入れ可能だと思うが、スマートフォンの持込みは、例えば、里親家庭に一時保護された子どもがスマートフォンを持ってきた際に、どういう取り扱いをしようかとなっている。子どもたちにはすごく重要なものだが、持ち込まれることに対して困るものがいくつか現場にはある中で、今後の方向性として、ずっと検討し続けるのか、大体の目途があつて検討しているのか。例えば、2年を目途にこういうものを出しますとか、具体的な検討委員会を作っていますとか。何か具体的な方向性や目途をもって検討しているのかを聞きたい。

もう一つが、一時保護の運営に関する部分で、子どもの権利の視点に立った時に、例えば一時保護の対象の子ども向けの権利ノートを作成しているのか、またはそれに近いものがあるのか。子ども自身、権利制限が起こる中で、子どもの権利について伝えられているのか、すでに実践しているものがあれば知りたい。

最後が、一時保護専用施設の職員加配の部分は、国にこれからも要望を挙げていくということですが、実際すでに一時保護専用施設があり、そこで通学支援を開始しているところで、通学にとても人が必要

な状況。この夜間の部分ではなく、学校の通学保障のための支援の送迎の経費や人材の配置が、かなり負担が大きいということを、すでに実践している施設職員からよく聞くところ。その辺りも含めて、大阪府としてすでにそういうことを考えているのか、それともそれも含めて国家要望をしていくのか。気になっているところです。

○WG長

ありがとうございます。持ち物の検討も、例えばある子にとってはいいかなというのもある、ある子にとってはちょっとそれは、というのも出てきそうかと思います。例えば、スマホも良いという子もいれば、スマホを持たせたら居場所を特定できるかもしれないということもある。それぞれのケースで、子どもとどれだけ話ができるか、子どもがどれだけ自分の思いを出しながら、大人との話し合いの中でそういうものを理解していくかという、コミュニケーションがすごく大事だと思います。大阪府から何かコメントありますか。

○事務局

今、3保護所の代表者が集まってプロジェクトチームを作っています。新ガイドラインに沿った形でどこまで運用を見直せるか、現場の声をとにかく集めて、現状の確認とどう変えていけるかということを進めているところ。その中で、私物の持込みについても正に具体的に協議をしているところで、なかなか今までの取組とだいぶ変わらないといけない部分があるので、まずはできるところから進めていきたい。衣類や基礎化粧品、そういったところから始めて、そのためには鍵付きのロッカーがいるよね、とか共有しているところ。やはり、通信機器については面会交流ともリンクするので、かなり慎重にならざるを得ないところがあります。子どもたちの安全を確保するという意味もあるので、そこはまだ何年経ったら大丈夫だというところまではなかなか行きつくことは難しい状況です。

あと、権利擁護の状況としては、一時保護所の専用の権利ノートというか、入って来た時に説明するための権利ノートがある。生活の説明も含めてのことだが、その権利ノートの中身も今見直しているところ。そのほかにも、生活アンケートを定期的に取ったり、面談をやったり、それを受けてのフィードバックをしたり。それから、意見箱はもちろん設置していて、その中で施設の保護課長に言いたい場合と、本庁の職員に言いたい場合と、紙を別々に用意しており、結構使われています。あとは、アドボカシーの制度も今年度から一時保護所3か所とも入っていますので、アドボケイトの訪問による意見聴取も進めているところです。

○事務局

一時保護専用施設については、夜間と書いていますが、夜間だけではない。今、国の基準では2.5人。2人の常勤に1人の非常勤というのが基礎配置となっており、それではローテーションが回らない。委員がおっしゃったように、さまざまなパターンが出てき得るので。そこに非常勤をもう1人配置できる補助を入れています。ですので、夜間だけにとらわれずに、人手という形で入れています。ただ、この辺りも大阪府が単独でやっていくのではどうしても限界があり、やはり国に基礎部分を見ていただきたいというところをお願いしている。ここは一保専用施設だけではなく、地域小規模も正に同じような状況だと思いますので、それを合わせて国にしっかりと要望していきたいと思っています。そしてそのベースを上げていきたいと思ってい

ます。

○事務局

もう一点。一時保護所の子どもたちの声としてというあたり、複数の委員からご意見をいただいたかと思います。今回、アジェンダには第三者評価について、開始していますし、これからもやっていきますということで記載しているのですが、第三者評価そのものが、施設の第三者評価と同じ構造になっています。まず自己評価を各一時保護所の職員が行い、子ども家庭審議会の点検検証部会の委員に第三者評価を行っていただいております。その外部の先生方に、直接保護所を訪問していただき、子どものヒアリングも限られた人数にはなりますが行ってもらったり、子どものアンケートを取っています。第三者評価の中で、委員がおっしゃった、一時保護になったというところをどんな風に説明されて、それが理解できたかという質問ももちろん盛り込んでいます。その中で、説明を受けたが理解できなかったという回答は毎回出てきます。そういった辺り、第三者評価の評価基準は細かいので、またホームページを見ていただいたらと思いますが、それぞれ国のガイドラインに沿って立てた項目について、いろいろ子どもの声を拾い上げて、毎回第三者評価の際に先生からフィードバックを行ってもらったり、結果についても公表となりますので、そういう結果を受けて各一時保護所でどのような対応や、改善ができるかということは、その都度しっかりと振り返りながら、また次に評価を受ける時にはここを改善したと言つていただけるように、どのような取組を進めているところです。ですので、今回第三者評価の細かい中身を記載するということは難しいですので、さらっとした記載にはなりますが、先生方が気にされている、ご心配されている部分については、様々な取組の中で、できるだけしっかりと取り組んでいこう、充実していこうということを意図して、第三者評価についても記載したつもりです。

あと、一時保護所についてどう工夫できるかということで、機能別の対応というご意見を、3か所あるのでということでいただきました。どうしても機能別できちんと分けてというのは、現場の対応としては課題があります。ただ一方で、3か所目の新しく設置した一時保護所については、小規模ユニットということで、集団と個別のちょうど中間。小集団で子どもたちが生活ケアを受けられるというユニットを設けています。一足飛びには無理ですが、少しずつでも子どもたちの状況に合わせて環境面も対応していくように取組は進めているところです。

○WG 長

ありがとうございます。ぜひそういう子どもの対応をどう対応していったらいいのか、ぜひいろいろと検討していただけたらと思います。

○事務局

一点だけ、通学のところで、一時保護所から通学の費用や体制面の課題もあるということでご発言いただきました。府としてもそこは課題として認識しており、そこを含めて検討していきたいと思います。

○委員

先生がおっしゃった一時保護になった状況のこと。里親の所に来る子どももかなり聞く。私たちは経験上とても限られている里親と、どう伝えていいか、ここを一時保護の里親が苦労するところです。その子の不安を早く払拭してあげた方がいいと思うので、一時保護の里親には預かる時に、ある程度の事情を伝えていただきたい。

○委員

先ほども委員がおっしゃったと思いますが、施設でもショートステイの子が年に数回来ます。また、児童養護施設となると、必ず毎年3月に職員が退職して、別れの機会があります。そこにショートステイの子が来たり入ったり、出たり行ったりする中で、年に何回も別れの機会が組まれてしまうと、もともと一般家庭の子と比べても別れの機会が多い中で、今の仲間との別れがある中でショートステイの子が来ることで、すごく多くなる。大舎制の時はそれほど感じなかったことが、小規模になることでより感じやすくなることが多い。施設にショートステイの子が来ることの、ショートステイの子への影響もそうですが、長期で入所している子たちへの影響も考えていただけたらと思います。

○WG長

ありがとうございます。アドボカシーが訪問されて、子どもの思いを本当に聴いてもらえる機会が増えて、取組が始まっているなと思っているのですが。一点、子どもを教育する。言葉が言い過ぎかもしれません。要するに、子どもに対するエディュケーション。なぜ一時保護されるのか、なぜ施設や里親に行くのか。あるいは持ち物についてちょっと控えようとか、そういう、教育と言ったらおかしいですかね。そういうやりとりを誰がするのかという話になる。アドボカシーはそういうことはしないということなので。あくまで徹底的に子どもの立場に立って、オンブズマンや希望を引き出す。そういうエディュケーターのような人がアドボカシーとセットで必要なのかもしれない、そんな気がしています。

○委員

委員からご指摘のあった、一時保護を受ける里親の研修はとても大事だと思いますので、ぜひ検討していただけたら嬉しいです。一保の職員に行っているスキルアップ研修やペアトレ研修とは多分質の違う研修というかガイダンスが必要だと思います。委員が一時保護だと情報がないので、一時保護委託を受ける里親に伝えて欲しいとおっしゃったが、多分児相も情報を掴んでいない状態で里親に委託をするので、出せる情報がない。情報がない子を受けて、私も里親なので一保を何回も受けたこともあります、全然情報がない。性別と年齢と名前くらいしかわからない状態で受けて、児相も今調べている中で、里親して生活する中で一日目のご飯を食べている時に家族構成が分かるとか、お風呂に入ってる時に何をされたのかが分かるとか。児相から聞く前に子どもからいろんな事情を聞かされて、里親がどう反応すべきか、どう反応してはいけないのか。このスキルアップ以前の、アドミッションをどうするかというところが多分大事。一保の職員たちが当たり前にできていることを里親ができるとは限らない。その辺りの、里親に一保委託に出せる子と出せない子みたいなところはアセスメントされていると思いますが、里親が不安に感じることもあるので、その辺り登録前研修でするのか一保委託を受けてくれそうな里親にターゲットを絞ってスキルアップ

里親研修みたいな感じでするのか分からぬが、そういう一保を受けるにあたつての心構え的な研修は、里親向けのはすごく大事だと思う。私も委員の発言から考えさせられたのでお話ししました。

○委員

お願ひだけ。ショートや一時保護はいろんな形で専門性が高いが、送って来られてお受けすると言ふけれども、今とにかくどこも市町村のショートステイが多くなった。小さな施設でも、7市、8市と契約を結んでいる。だから、当然府の管轄ではない、市町村の問題だと返ってくるのはわかっているが、ショートの対応が本当に市町村バラバラです。バラバラというか、いろんなそういうことを熟知している窓口の方と、年ごとに担当が変わることろと。だから、契約を結ぶときに去年こういった契約をしたのに、用紙一つ変わってきたとか。いろいろありますので。府の管轄ではないことは承知していますが、同じ子どもたち、数字的に見たら全体的な社会的養護を必要とする子が多いですから、そのことは常に言われていますので。その辺のこと、市町村に一定、標準化の対応をしていただきたい。対施設との対応は、こういうような形でというような、基本的なことを出してやるもの必要ではないかなと思います。

○WG 長

ありがとうございます。本当に一時保護所について、ぜひ皆さん方熱いご意見をいただけたらと思いますが、時間の関係でもう一つありますので、そちらに移ってもよろしいですか。

それでは、児童相談所の強化等に向けた取組について、事務局からの説明をお願いします。

議題：児童相談所の強化等に向けた取組について

■資料 2 について、事務局から説明

○WG 長

ありがとうございます。ただいまの説明について、委員の皆様からご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○委員

前回か分からぬですが、委員がおっしゃった職員の異動がとても多いということはここに全然出て来てないのですが。里親としては担当がよちゅう変わるというのがとにかくしんどい。一度も会わない間に変わったという方もいる。里担が毎年変わるというのが連續したこともあります。そういうことがここに挙がって来るのはどうしてだろうと素朴に思いますが、いかがでしょうか。

○WG 長

事務局からコメントございますか。

○事務局

子ども家庭センターの職員について、やはり若い職員が増員計画とともに増えており、産休育休を取ると

いうこともありますし、なかなかしんどくなったりということもあります。そういう時は、今委員がおっしゃったような年度途中で変わることもあります。里親担当については、その中でも何とか長く続けて欲しいと思うものの、そういう事情もあり、そこについては人事も関わることですので、なかなか計画に書くというのは難しいと現場としては思っています。

○WG 長

ありがとうございます。委員いかがですか。

○委員

専門職の配置に関しての意見です。前も他所のところで言ったような記憶がありますが、医師、保健師、弁護士の配置ということで専門職のサポートを入れるというのがありますが、その専門職をしっかりと使いこなすために児童福祉司、児童心理司の力量が相当必要となってくると思っています。特に、最近も民法や児童福祉法が改正されて、さまざまな支援手段が増えてくる、何をどのように使うかという選択はなかなか難しくなっているところもある。

あと、私が最近感じているのは、経験の積み上げというか引継ぎがどこまでできているかというか思うところです。例えば、先ほど委員からも話がありましたが、ずっと同じセンターを担当している私からすると、異動が多いので何年かするとガラッと周りのメンバーが変わる、ワーカーが入れ替わって、一番自分が古株になっていることがある。そうなった時に、法ケースをどのように進めていくのかを悩んで、そういうふうに同じセンターでも何年か前に同じようなケースがあったという話を聞いて、それを参考にしてもらったこともある。たまたま、他のセンターと仕事をすることもあるが、自分の担当するセンターでこんなことがあった、他のセンターでこんなことがあったというのをヒントにしてもらうことがある。なかなかそういった経験の引継ぎが難しくなっていることがあるのかと。異動していくことによって、あるセンターで担当したケースが他のセンターに引き継がれることがあると思うが、専門職の使い方が属人的な形になってしまっていると感じるところではある。弁護士を配置すれば機能が強化されるわけではない。その辺り、児童相談所自体の、職員の力量をどのようにアップしていくかということが課題だと感じているところです。

○委員

児童心理治療施設について、質問と意見です。今公認心理師の制度が8年目くらい。学部からのカリキュラムで学部4年間、修士2年間やっている。それで公認心理師を取ったという世代もいると思います。

時間的に先に言っておくと、児相の心理では若手が心配です。正直言って知らないことが多い。でも、一つの間にか少しずつ経験を積んで、数年経つと何とかやっている。それから、場合によっては若い児童福祉司のカバーに入っている人もいる。最初の何年間かがすごく大事な時期です。児童心理職は公認心理師で採っていますか、あるいは学部卒で採っていますか。公認心理師を取っている方がどのくらいか、人數はわかりますか。

○事務局

心理職の採用の条件ということでしょうか。

○委員

資格を優先して公認心理師をあえて採っているのかどうか。

○事務局

児童福祉司の任用資格には公認心理師も入るようになっています。社会福祉職、心理職としての採用選考の受験資格にも入っていますが、学部卒の人も入っています。公認心理師を取るために大学院に行くというような状況になりますので、恐らくこれからはそういう方が増えるのではないかとは思っています。

○委員

実際に、8年前から大学院でカリキュラムは始まっています。ただ、移行期間があったので、学部は違つても良かったというのもありますが。やはり実際に大学院の2年間にものすごく実習が多いので、そこそこの臨床経験、現場経験があります。学部は社会福祉以上に現場を知らない。この違いがあります。学部卒だと何もできない。大学院を出ると、ストレートで学部から院に行ったとしても、そこそこの経験がある。実習のノルマがかなりあるので。中には現場経験があってから大学院に行く人もいるので、その場合はかなりの経験があって公認心理師を取ってということになる。研修の負担を減らすためにも公認心理師を採るべきかなという。大阪だとかなりの数を養成していると思うので、採れなくはないかと思います。実は卒業生に大阪府がいいよと言って、何人か働いています。

○WG長

ぜひお願ひいたします。

○委員

先ほど委員から出た職員の異動の問題について私も思っている。異動は公務員なので避けられないと、先ほどの事務局からの説明よくわかるので、異動をしないようにしますとは書けないと思うが、異動によって生じる弊害やリスクを軽減できる策を講じますとは書けると思っている。例えば、異動前の担当職員から異動後の職員への引継ぎを徹底するとか、そもそも複数対応、チームで情報共有しながら動くようになると。児童相談所としての機能強化としても複数対応を徹底するとか、チームで情報共有して動けるようになるというのは重要なことかと思うので、そういったことを取組方針の機能強化の文脈で、ぜひ検討いただけたらと思いました。

○委員

大きく3つあります。1つは、これから司法審査が始まる中で、弁護士の危機介入援助チームの状況について。各センター担当弁護士の複数の相談があります。これから法改正があつたりスタートする中で、体

制が今までいいのか、それとももう少し現場感として弁護士の関与の部分を充実させた方がいいのかということは気になっている。そもそも、一時保護も含めて件数もすごく大阪府は多いですし、件数が多い中で今の状況を維持していくという将来計画でいいのか。それとも、もう少し弁護士の関与の部分を盛り込んだ方がいいのか。医師及び弁護士の確保については常勤職員としての配置またはこれに準じると書いていて、その辺がこれから司法介入する中で大丈夫なのか心配している。ただ、現場の人が十分だとうのがあればそれはそれでいいです。

2つ目が、職員の定着について。どんどん新しい人が入ってくるが、どれだけ定着しているのかがすごく気になっている。3つ目もそれに関係するが、新しい人がどんどん入っていく中で、経験者やすでに SV としての立場の人たちより新しい人達の方が多くなると思う。不安があるとしたら、経験が薄い人たちばかりの職場になってしまうというのは危機的な状況なのではないか。研修自体も OJT でそもそもどれだけの人たちが定着して働き続けられるのか。研修すれば、というのは、皆専門性を高めて仕事ができるということじゃない現場だろうと思っているので。研修自体も、今もかなりされていると思いますが、その辺も具体的な見直しや OJT などかなり本腰入れないと、大阪府の児童相談所はどうなっていくのか心配はしている。人材確保・育成の部分はかなりしっかり計画としても記載しながら進めないといけないのではないかと思っています。質問としては弁護士の状況が今これで十分なのかということを気にはなっています。

○WG 長

事務局からコメントありますか。

○事務局

一時保護の司法審査に向けて、今準備をかなり進めています。いろんな体制強化を今しようとしているところです。弁護士についての件ですが、今、担当弁護士というのが大体 3～4 人くらい各センターについていますが、そこでいろんなことを相談させていただいているのが現状です。一時保護審査だけで言うと、7 日以内にすべてのことをしないといけないというのが一時保護審査の今の状況です。今、子ども家庭センターとしてそれを相談することはあると思いますが、7 日以内にやりきるという体制を整えていますので、弁護士が直接増えないと難しいという状況ではないところです。ただ、却下の場合もありますので。却下の場合は、3 日以内に申立てをしないといけないので、その体制について今後弁護士と、危機介入の弁護士、特に担当弁護士どういう対応を取れるのかを検討する予定です。現状の中の工夫で乗り切ることができるとセンターとしては考えています。

○WG 長

ありがとうございます。まだいろいろご意見あると思いますが、養育推進計画の方に移らせてもらってもよろしいでしょうか。

そうしましたら、事務局から、この計画素案についてご説明をいただきたいと思いますが、その前に、今回大阪府社会福祉協議会の児童施設部会と母子施設部会から意見書を提出していただいております。児童施設部会の部会長である委員からご説明をいただきたいと思いますが、5 分程度でお願いします。

○委員

この推進計画にある程度のエビデンスを提出してということで、特別委員会を設置しました。そこで何度も議論をして、そしてペーパーを出させていただきました。ただ、今回この要望につきまして、施設長含めて現場の職員がやりましたので。学識の先生方にも入ってもらっての意見書作成ではありませんので、不備が多々あろうかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

第4次大阪府社会的養育体制整備計画策定に向けて、大阪府社会福祉協議会児童施設部会から意見を出したので説明させていただきます。この間、施設部会では社会的養育推進計画に対する施設の意見ということで、特別委員会の中で検討してきました。児童養護施設だけでなく、乳児院や児童心理治療施設、障がい児福祉施設の関係者にも入っていただいて、調査・議論をしたものを作りました。今回まとめて提出させていただきました。

まず、大阪府の児童養護施設への入所ニーズの特徴についてですが、令和元年度と令和5年度とを比較すると、在籍児童は微減したものの入所ニーズはこの5年間で変わらず非常に高い状況。入所の状況を示す充足率も、児童養護施設、児童心理治療施設で9割と、非常に高い数字が表れています。

この間、各施設では小規模化かつ地域分散化に取り組んでおり、その定員数はこの5年間で1,371人に減少しました。一方で、施設内ユニットで生活している児童は38人増、グループホームで生活している児童は12人増となり、小規模化の取り組みが進んでいます。また、府内における一時保護件数は令和4年度で2,056件、そのうち4割近くを府内の児童養護施設が委託を受けており、府の一時保護機能の重要な役割を担っています。さらに、この5年間の変化でいうと、心身に障がいを持つ入所児童が大幅に増加しています。大阪府管内に児童心理治療施設があるにもかかわらず、児童養護施設内の対応人数が非常に多く、愛着障がいがこの5年で20%も増加しています。ADHD、ASD、PTSDの割合も多い。また、入所児童のうち被虐待児の割合はもともと全国より高かったところ、この5年間でさらに増加し75.5%となっています。これは大阪府の深刻な状況を表しているものと考えられます。一方で、専門職の対応により、キャッチ力が高まり適切に対応できているとも考えられます。全国的に見ても専門的な対応が必要な児童が増えているとはいえ、施設職員の負担に繋がっていることが大阪府においては、基準以上の職員配置と高機能化の推進が必要ではないかと思われます。また、令和5年度入所児童の主な問題行動数は、本体施設では2,145件、小規模では540件であり、いずれも1人当たり複数の問題行動を抱えている。数字上は小規模の方が問題行動が多い結果となったが、これは本体施設がチームケアができておりそれで少ないので、それとも小規模の方がユニット単位が小さいでよく見えるのか、小規模なりの課題があるのか要因は特定できていませんが、いずれにしても小規模化、地域分散化が進み、一般家庭に近い住環境が実現されてきました。子どもの状況を把握しやすい、子どもそれぞれのニーズに対応することができているという意見もあります。一方、それがすべての子どもに適切な環境ではない、職員が離職した時の子どもの喪失感が強い、子どもも職員も逃げ場がないといった職場の意見もあり、小規模な家庭的な環境もあれば本体施設もあるという、子どもの状態に見合ったいろいろな形態の受け皿が必要じゃないかと思われます。

人材確保については、現在も厳しいものがありますが、これまで述べたとおり、児童の背景は複雑化しており、より専門的な関わりが求められる一方で、労働人口の減少もあり、これまでよりも非常に厳しい状況が予測されます。また、人材の定着にはチームケアが必要と言われていますが、これは小規模化や地域分散化と逆行する側面があるのではないかという意見もあります。小規模化が良い面もあるが、それがケアの低下につながるないように、これまでの専門性をいかに維持していくかが課題となっていると私自身がよく聞くところもあります。

まとめとして。今後の5年間における大阪府の児童養護施設の役割として、専門的な支援体制の強化と地域社会との連携が求められています。年々増加傾向になる心理的な問題、行動面での問題を抱える児童への対応を強化しつつ、施設の小規模化・地域分散化を通じて、個別ケアを充実させる必要があると思われます。さらには、地域や市町村とも連携強化、人材確保・育成の持続的な取組も求められています。家庭的環境の提供と支援サイクルの確立も重要であり、これらを通じて施設に求められる役割をしっかりと果していくことが求められていると感じています。

このように意見をまとめてきたので、府においても計画策定においてぜひ参考にしていただき、今後も子どもの最善の利益のため行政と我々施設側がしっかりと連携して社会的養護を支えていきたいので、どうぞよろしくお願ひします。

○WG長

ありがとうございます。続きまして、母子施設部会の部会長でもあります委員からご説明をお願いします。

○委員

母子施設部会としては、この間3点ほど意見を出しております。その延長線というところもありますが、我々としては、まず家庭養育優先の原則、パーマネンシー保障をもとした分離前後の在宅の親子への支援の充実というところを今回の意見の中のタイトルとしております。まず、施設の多機能・高機能化について。これから母子生活支援施設は入所のみならず、地域支援の在り方をもっと考えていいかないと伺っています。在宅生活をしている親子への支援として、親子関係の調整を行う、また子育て短期支援事業を行う、親子ショートのことですが、親子関係形成支援事業など重要な支援事業を担うものだと我々は考えています。その支援を行うことができる施設として、家族を含めたポピュレーションアプローチやこれまで行政と連携して実施していますが、ひとり親を親子で支援する事業の実践は今のところありません。今後、母子生活支援施設が高機能化・多機能化を進めていく、ひとり親家庭生活支援事業の整備を推進していくことで、地域の現状に即した支援量を確保できると考えています。

まず、意見①として、パーマネンシーを保障した支援ということで、分離前後の親子の生活を支援する施設として母子生活支援施設の活用ができるかということを考えています。分離するか親子で一緒に、白黒二択ではなく子どもへ、親へ、親子への3つの視点を持ちながら、親子の生活や親子関係の支援を行う母子生活支援施設の活用をしてほしいと考えています。例えば、分離を検討する前のアセスメント機関として活用する場合や、再統合を進めていく上での親子の生活支援をする施設としての活用を進めて

いくなどです。また、胎児からの支援で、パーマネンシー保障を考えるということで、現在児童福祉法では児童とは生まれてからの子どもが対象となっています。しかし、今回の児童福祉法の改正により妊娠期からの支援の重要性が認識されています。これまでの母子生活支援施設は、単身妊婦の利用を工夫しながら行ってきました。そのことを踏まえて、出産を控えた妊婦が施設や場所を転々とすることなく1つの施設で出産前から出産後も親子ともに支援することにより、利用者世帯の気持ちや利用者世帯の生活を安定することができるため、妊婦の母子生活支援施設の利用を我々は考えています。次は、実施状況ということで、今現在の速報ですが、令和6年度の実態調査に基づいた10月の速報値で、さまざまな子育てに関する事業を行っているところと、まだ自治体と交渉しているとか検討中というところで全国の情勢を載せています。

意見②として、母子生活支援施設の積極的利用についてです。今回の推進計画も母子生活支援施設の活用ということで書かれていますが、母子生活支援施設は支援付きの居住提供ができて、困難な問題を抱える人々に寄り添いながら、個々のニーズに合わせた支援をしてきました。しかし、現実は全國的に見ても4割の施設が暫定定員に設定されています。職員の人員配置に苦慮している側面も見られます。もともとある母子生活支援施設の専門的なスキル、ノウハウを発揮していくためには、暫定定員に設定されている施設の空き部屋を活用した、例えば妊産婦の生活支援事業やひとり親家庭生活援助事業など地域支援の事業を展開することが必要ではないかと考えています。また1市町村で補助金事業を負担するのではなく、複数の市町で補助分割して事業委託を進めていくこともできるのではないかと考えています。そうすることで、各市町村の負担は減少して、その地域で生活している支援を必要としている対象の人に繋がっていくと考えています。児童虐待の相談対応件数は毎年増加を続けています。家庭での不適切養育について問題視されています。これらの原因として、各自治体の子育てサービスの提供が滞っているのではないかと思います。地域ニーズに合わせた子育て支援を円滑に実施していくためにも、各自治体と連携しながら、母子生活支援施設の施設機能を地域に展開していくことで、予防的な対策が取れるのではないかと考えています。その下は、出産、産後の状況についてまとめた、こども家庭審議会の成育医療等分科会の資料を付けています。

③として、母子生活支援施設の活用に対する評価について少し触れています。全国の母子生活支援施設はさまざまな地域支援を実践しています。しかしながら、補助金事業だけでなく自主的に行っている事業もたくさんあり、市町としてもどの程度地域支援事業をしているか把握できていないところがあると考えています。そのために、まず母子生活支援施設が実施している家庭支援事業等の実施状況において、母子生活支援施設を積極的に活用している成功事例、例えば積極的に活用したとかあるいは市町村と工夫した成功事例などを他の市町村に横展開できると考えています。そういう部分を評価することも、市町村との連携が密になるということではないかとも考えています。その下のところはアフターケアの地域支援の実施概要、これは令和4年度の調査報告書付けています。以上が私からの意見として発表させていただきます。

○WG長

ありがとうございます。本日ご欠席の委員から何かご意見出ていますか。

○事務局

本日ご欠席の委員から、素案の関係で何点か意見が出ています。素案の説明の前に、こちらを説明させていただきます。

委員からの意見として、里親を増やしていくにあたって、ショートステイの活用、ショートステイという入口から里親委託できる養育里親を探していくという手法も考えられるのではないか。市町村も里親が都道府県の事業だということではなく、自分たちがショートステイの利用で、活用できるということであれば、主体性を持って市町村も関わってくれるのではないかというご意見。

同じく里親関係で、後ほど説明させていただきますが、里親支援機関によって面会交流支援などが今後検討されていくことは賛成であると。ただ、里親支援機関が間に入っても、保護者と交流していく中で、子どもというのは一応施設は経験されている部分だと思いますが、何らかの反応が出てくるだろうと。この辺りを里親側がしっかりと受け止められるように、研修等を考えていくことが大事だというご意見。

最後に、素案の中で今回新たに入れているのですが、その他の社会的養護施設として児童心理治療施設についても触れていました。そちらに対して、今非常に重要でニーズが高いと。なかなか空きがないため他の施設にという状況がよく出ているということがあって、現実的に難しい部分もあるのだろうけれども、支援の質を高めるとか、様々な形で児童心理という受け皿を検討していく必要がある、という主にこういったご意見をいただいている。

○WG 長

ありがとうございます。では、大阪府社会的養育推進計画の素案についてご説明をお願いします。

議題：計画素案について

■資料 3について、事務局から説明

○WG 長

ありがとうございます。それではこの素案に対して、いろいろ委員から時間が許す限りご意見をいただけますでしょうか。委員お願いします。

○委員

各論に入る前に全体のことについて、これは質問というより意見というかコメントです。各項目について府の現状の取組、今後の府の現状の取組方針ということで、府の現状が書いてあって、今後の整備方針、取組方針とありますが、現状、課題、方針かなと。細かく読んでいくと、府の現状や府の現状の取組の中にこういうことが課題と感じていますとか、こういうことができていませんということが書き込まれている項目もありますが、書き込まれていない、現状これやっていますだけで今後も続けますとなっていると、計画としてここまで話し合った内容がどうだったのかみたいなことが分かりづらい項目があると思いました。現状の中に課題についても書き込まれている部分は、見出しを分けて、現状こうです、課題がこれとこれだと思いました、だ

から今後の取組・整備方針としてこういうことをやっていきます、という3段構えにした方が、計画全体として見やすいという印象を受けたのが1つ。

それと絡んで、そういう目で見していくと、最後の児童心理治療施設と児童自立支援施設のところは、各施設について説明されているだけというか、現状、課題、取組にもなっていない感じがする。現状維持ではないですが、あまり計画として前向きな印象を受けなかつたりするので。全部の項目について同じ分量にはもちろんならないと思います。その他になつたり、府として特にこれやりたいというところがあると思いますが、ちょっと読みにくいというか、これを誰向けに出すのかというところで、これをずっとここで話し合ってきた人はわかるかもしれないが、そうではない人にこれを見せたらわかりにくいかと思ったので。全体に関するコメントとしてコメントさせていただきました。

○委員

17ページの里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組の2つ目のポツの個々の子どもに対する具体的な措置は～の部分ですが、文章の書きぶりが大きいとは思いますが、里親委託後の不調リスクに直結するためと書いてあって、一定の養育スキルを有すると書いていると、さも不調のリスクが里親の養育スキルのせいではないかという読み取りができるなというのを、この文章が独り歩きするのをすごく懸念しています。そういう意味ではないはずですが、その一文になっているとそういう読み方をされるだろうというところから、書きぶりを工夫された方がいいのではないかというのが1点。

もう1点が、同じ文章内で、一定の養育スキルを有する、その下に里親のリクルートと書いてあります。養育スキルは多分子育て経験がある=養育スキルではないのではないかと思う時に、里親にこれからなる人に里親養育に必要なスキルをすでに一定身に着けている人をリクルートするのかと。一文にいっぱい盛り込まれているからこそだと思いますが、整合性の部分とその読まれ方によっては意図することではない部分が入るのではないか。

もう1つが、それと同じような意見で、自立支援も先ほど事務局からなかなか数字の見込みが難しい、特に若者たちで出たり入ったり、戻って来たりするところがと、口頭での説明でありましたが、26ページでそういう実態把握の難しさがありながらも、みたいなところが読めない。この報告書が出る前の段階で、この文章に関して文章だけが独り歩きすると、先ほど委員がおっしゃっていたが、私たちは参加しているからわかれますが、そうではない人たちからするとどうなのか誤解を生むのではないか、というのは懸念しています。今気付いたところだけですが、書きぶりの部分は少し工夫された方がいいと思っていた中で、先ほど委員が課題の部分を書き出すというところが、そこに当たるのではないかと思いましたので、整理していただけたらいいと思いました。

○委員

今のケアニーズが高い子どもを里親委託するときの問題で、この里親委託される子どものケアニーズを低く設定されていますよね。その前提が、ケアニーズが高い子は里親委託しないという前提でこの数値が出ていたと思ったのですが。だったら、養育スキルのことは、この文章いらないなど。

○事務局

表現を考えたのですが、ケアニーズが比較的低い子どもという形になるかと思うのですが。施設のより専門的な養育が必要な子どもたちと、もう少しケアニーズが低い子どもたちを里親にお願いするという形。

○委員

中間もありますからね。中間をどうするかということが出てきます。もう1つが、委託する段階でケアニーズに気付かなかった、後から気付く。発達障がいは後で気付くこともあります。その時にどうするのかということ。あくまでそこで養育スキルを上げて頑張ってやってもらうのか、措置変更するのかというところも、書くべきか分からぬですが。ケアニーズに気付かない可能性は恐らくありますよね。データを見たらわかりますが、幼児期のニーズは少し低めになっています。多分、見落としているんだろうと思います。小学校に入って気付く。発達障がいはそうですね。というのがあると思うので、もう少しケアニーズを早めに気が付けるよう、養育スキルじゃなくて児相のスキルを上げるということが、1つリスクを下げる要因だと思います。このあたり、1つの方針が、ケアニーズが高い子どもは里親に委託しないということを明確にすれば、すっきりするかと思いますが、それでいいですか。

○WG長

ちょっと難しいですね。要するに、他所の家の子どもを預かって育てるのに、どのくらい専門性がいるんですかというところに基礎がある話ですけどね。ただもう、それを考えるとさまざまな子どもがいて、個性がいて、問題や背景があり。そういう中で一番大事にしないといけないのが子どもの養育ニーズがあることでしょうね。ただ、つまりは、委員がおっしゃっていただいたアセスメントが大事になってくると思いますが、子どもを中心にしてということであれば、子どものニーズを専門的に判断して、子どもの養育ニーズに沿った預け先、子どもの委託先を検討していく中で、大阪府は一定の養育スキルが必要になっている、里親にもそういうものを身に着けていただきたいけれども、現状ではこのくらいの感じで慎重に行きますかというストーリーだと思うんですね。上手く書いていただけたらと思いますが。確かにこう書くと、里親って大変そうという、そういうメッセージを与えかねないので。ここは確かにご指摘いただきました書きぶりを工夫していただいて。

○委員

ケアニーズの高い子どもにはいけないというフレーズも私たちは抵抗がありました。里親だからこそ難しいのができる部分もあるんですよね。だから、施設の大舎とかそういうところでは難しいけれども、1：1でアタッチメントがしっかりした里親だったら上手いくというケースもあると思うんです。だからそういう線引きってどうなのかなって、ちょっとちくつくるフレーズでした。専門性がないというフレーズも抵抗があります。里親に専門性を求めるべきではないと思っています。研修でもいいので、勉強会ということで案内いただいているが、義務じゃないですよね。ここはちょっとポイントかと思っています。施設の方は月1回とか、頻回に研修を必然的に受けているし、ケース検討もされていると思うので、いろんな訓練が日々なされているから、意見も入ってきたりして、いろんなものが入ってくると思います。突然の子どもでも対応できるようなものが。あと、自分が困ったら周りの職員に聞くことができると思いますが、里親にもそこは、里親研修を年何回と義務化す

るとか、そういうものを受けていなかったら、先ほどの一時保護を受けられないという縛りができるのかどうかわかりませんが。せっかくの勉強会、今支援機関がたくさん開いていただいて、おもしろいものもあったりする。本当にたくさんの案内を出だしていただいているが、現状受けている里親が偏っている。本当にもったいないと。いろんな工夫されて喜んでいる里親もいますが、受けていないということで。そこらへんに差が出ているのかな。そこをしていただきたいところです。だから難しい里子でも受けたいという里親はもちろんいるわけで、変に線引きはいらないと思います。

それと、リクルートのところで 4S、いわゆる専門相談員が施設と里親を結んでくれた。とても頼もしい存在として、里親と施設の子の融合というのも必要だと思っていまして、施設の 4S、B 型が残るというのはとても喜んでいます。ここで具体的な質問をさせていただきます。My 里親というのが、専門相談員から聞いていましたが、B 型には担当している My 里親というのが数人いるのか。それがどういう地域に根ざしたこということ。うろ覚えですが、最初そういう設定だったと思います。例えば、施設の子どもをその My 里親に B 型の人が委託するということになっていますが、多分やっていないような感じがしています。今後 5 年後までに B 型支援機関が 16 か所残るということで、リクルートしていただきて里親支援もしていただくのですが、My 里親制度がどうなっているのか現状と、今後の 5 年間がどうなっていくのか。A 型は地域ということで、里親を自分の地域でやっているのですが、多分 B 型は自分の地域の子どもが行っていないという現状だと思います。B 型はちょっとしんどいかもしれないという。私の知っている感覚で言っていますが、その現状をお話聞かせていただきたいです。

○WG 長

事務局からコメントをお願いします。

○事務局

My 里親については、始まったところから地域に根差したというのは委員がおっしゃったとおりですし、その上で我々大阪府としてはこれまで B 型支援機関にリクルートを求めてきた中で、B 型が新規で確保した里親家庭というのは、基本的に My 里親、B 型の担当する支援里親という形で今も支援していただけていますし、機関によっていろいろありますが、数家庭以上のそいつた支援をしている My 里親というのがありますので、その部分は引き続きお願いしていく予定です。

○委員

今のケニアーズが高い子どもと里親との関係をどうするかとか、あとは施設との関係をどうするかということについて、私がケースを持った中での実感にはなりますが。確かに 28 条申立てで里親にお願いして、その後なかなか先の見通しが難しかったということで里親のところでは難しい子どもが出てきてしまって、措置変更と法的措置を取ることもあります。そんな中で、里親をしっかりフォローして施設に行った後も里親にも関わっていただいて。難しい子どもは里親から離されて施設に行きっぱなしという、完全に分離しませんといふわけではなく、その時の状況に応じて生活場所と、その後里親というところが生活の場ではないにしても子どもをフォローする立場になるということもあったりする。計画に落とし込むのはなかなか、私の発言は難し

いと思いますが、ちょっとケアニーズが高い子、ちょっと難しいから施設と、そういう風にきっちり分けてしまえるものなのかなと思っており、先ほどおっしゃっていたように、施設との共同というところで里親が活躍できる部分もあると思うので、そのあたりも頭の方に。

○委員

個別というより全体にかかることです。本来だったら子どものインタビューやヒアリングをした後、子どもの声を踏まえた上でこの素案が出てくるのがよかったです、私もスケジュールが上手くいかなくて、今週末以降ヒアリングに行くので順番がテレコになってしまい申し訳ございません。でも、せっかく子どもの声を聴かせてもらって回りますので、おまけみたいに、こういう計画、素案立てましたが、ちなみに子どもの声はこうですみたいな、参考資料で留めるのではなく。事務局で作業が大変になると思いますが、今週末以降聴かせてもらった子どもの声を、ここのそれぞれの項目の中で、先ほど提案させていただきました、現状、課題、取組方針と分けて整理していく作業の中で、子どもの声としてこんなのが出ましたというのを、特にたくさん出た意見やほとんどすべての子が望んでいたことは、ハイライトとして入れていただけるとありがとうございます。

○WG 長

ありがとうございます。子どもの声を聴かせていただくということはとても大事だということを、これからどんどんとメッセージを出していかないといけないんですけど。今回議論をかなりしていて、やはり子どもとの対話というかコミュニケーションが一番のベースになるのではないかという気がしています。だいぶ前ですが、カナダのトロントにインターク専門の里親がいました。一時保護の。この子はこういう子だからこういう里親がベストだと、市のワーカーに提言されるんです。専門職というのは、現場で経験を積みながら作られるものなので、里親もそういうキャリアを持っている方は、市の専門職よりもはるかにノウハウを持っている。そのベースとなるのは、預けられた子どもと里親の対話であり、その中で子どもが培う愛着関係であるということを考えると、子どもの声を聞く、対話をするというのは本当に大事だということを、いろんな面で考えていいかないといけないだろうという気がしています。まして、以前は社会的養護が児童福祉からちょっと切り離されている、独特的な専門領域だったのが、だんだんとアドミッションとなり、アドミッションの向こうに予防という地域の仕組みがあり。そういうことを考えると、本当に子どもと関わっていく、積極的に子どもの思いを伝えていく。そういうことが本当に大事なことだと思いますので。何か工夫をしていただいたらと思います。

何かコメントはございますでしょうか。

○事務局

委員から言っていただいた課題認識は、我々も出す直前でそういう整理がいるかなと思い始めたところで、ありがとうございます。濃淡とおっしゃっていただいたんですが、ものによって濃淡が出ると思いますが、何とか現状、課題、それに対する府の方針。そういう整理は全体でていきたいと思いますし、子どもの意見の反映も、我々も最後に付けるだけということは考えていません。その内容を、特に多かった声というのは恐らくインケアのことだったり、いろいろ出てくると思いますので、そこも加えて調整できるところはしっかり調整していきたいと思います。

○WG 長

ぜひ、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。委員どうぞ。

○委員

まず、不調の数もドキドキする数値ですが、その中でもスキルアップだということも含めるとあれですが、里親家庭の実子向けの研修がいると思っています。この前お聞きした時に、実子と里子の関係が悪くなつて不調になったのが実際にあったということと、里親会の中でも実子が里子を拒否するので里親登録を抹消したというのを数件聞いていますので、実子向けの研修が海外でもあるようですが、日本ではやっていないようです。これを何とか検討していただきたいというのが1つです。家庭が崩壊してしまうので、せっかく里親登録していただいても。それは里親制度の将来のためによくないかと思います。そこは何とかならないかなと思います。

それから、アドボカシーがよくされるようになって、里親が虐待に疑われてというのも数字に入っていると思いますが、里親も被虐を疑われて、不調になった後、委託解除になった後、とても傷ついている。言いたいことが言えなかったという声も実際に聞いています。言っていく子どもの緊急の弁護士も100人くらいいらっしゃるということで、里親の弁護士もいるのかなと。弁護士じゃなくても聞いていただける人。里親会がそこにならなければならないのでしようが、なり切れていないのですが。被虐を疑われると里親会にもなかなかお伝え出来ないことなので。そういうところにも弁護士を配置していただけるといいのかなと。

それと、その中ありましたように、面会交流が増えるのはとてもいいことだと思います。里親のところにやってきて、いざれは実親のところに帰っていく、再統合ですね。それが目標値を作らないかということですね。何割かは戻すとか。乱暴かもしれません、これは実親の同意にもつながってくるかもしれない。委託の時に、また1年以内には実親のところに帰す目標だからとか、そういうことが語れるようにならないかと思います。実際に子どももそういう目標があると頑張れるとか、そういうことがあるのではないかと。

○WG 長

ありがとうございます。いかがでしょうか。時間が許す限りいろんな角度からご意見をいただきたいです。

○委員

実子向けは研修というよりサポートかなと思います。実子も子どもなので。里親家庭の実子に、里親に協力しなさいという研修より、里親家庭の実子はいろいろ負担があつたりするので、里親子支援だけじゃなく実子のためのサポートプログラムを府としてどう考えていくのか。里親会やフォースタリング機関と連携してどうやっていくのかは、かなり各論にはなりますが重要な視点かなと思いました。

○委員

母子生活支援施設の活用についてのところで、事務局にもお伝えしたのですが、私たちは何回も意見の中で課題というものを提言したつもりではあるのですが、そういうのも少し載せていただいたらありがたいと

思います。また、先ほどご意見がでた、実親との再統合の目標というお話が出ましたが、再統合する場面として母子生活支援施設を活用していただくということもあり得るのではないかということも、我々は全国でその辺を考えています。そういうのも課題として載せていただきたいり、これからの取組として載せていただくこともあり得るのかと思っています。それから、母子生活支援施設は基本的に市町村の管轄なので、この計画が市町村にどう降りていくかがすごく影響が出てくるのではないかと思っていますので、その辺も考慮しながら記載していただけたらありがたいなと思います。

○委員

この計画の中で、市町村の支援体制ということのさまざま、例えば子ども家庭センターでやっている研修の取組や、また市町村で支援していただいている項目をいろいろ盛り込んでいただいていることがございます。また、先ほどのショートステイについて、各市町村でさまざま取り扱いが違っているところを調整していただくという形で考えていただいているということで、それもありがたいと思っています。

ただ、ちょっと思ったのが、職員、児童福祉司とか出していただだと、ケースというか重篤なケースの対応をしていく中でその担当者の方がしんどくなられたりとか、産休・育休とかは必要なことかと思いますが、職員の例えれば心のケアだとか、保護体制を複数で対応していくというお話もあったかと思いますが、現場の市町村としては、子ども家庭センターと連携しながらそういう問題に対応していけたらと思います。その現場にいらっしゃる職員の、体制の維持というんですかね。そういうところを計画に盛り込んでいただくということはないと思いますが、その辺のところはご配慮いただけたらと思います。意見です。

○委員

5年後のプランを立てているみたいなので、現実の子どもの世界を巡る参考となるものを言っておきた
い。発達障がいが増えています。2022年の文科省の規模で取っていましたが、10年前からみて1.5倍。最近聞いているのはもう少し多い感じの報告が次々出てきている。特にASDが増えている。委員が
出してくれたデータでASDがかなりというのが、もう少しゆるくなるのかなど。まだ見落としがあるのかなど。こ
れからもうさらに増える可能性あると思っています。それが一つです。

学校現場の問題で、令和に入ってから不登校が爆発的に増えています。小中学生3,000万人。昨
年度のデータは入っていないと思いますが。本当に劇的に増えていると思います。当然ながら、不登校の
子どもがいろんな対象となってくるわけですよね。これも委員も関わりますが、小規模化も不登校を引き起
こす可能性が高いですね。普通に不登校になるのではないかという可能性はあって、どう対応するかとい
うことがこれから問題になります。それから、里親委託する子でも不登校の子どもを委託できるのかとい
ころも問題になってくると思います。

3つめは、スマホ依存がこの数年間でめちゃめちゃに増えています。1割から2割くらいが依存レベルで
す。だから、一時保護所でスマホ使えませんと言った場合に、依存の治療として大丈夫かということもあります。一般的なスマホ依存の治療は時間制限をしてやっていく。原則です。取り上げるというのは家庭でやつ
たら危険な対応の仕方。入院という形で完全に本人に同意を得てですが、本人に動機付けをして取り上
げてスマホなし環境でやってみようというのにはあります。一保でいきなりそうなってしまう可能性があるかな

と。それから、依存度の評価はしておかないといけない世の中になっています。それに対してどう対応していくかということが基本的にざらにあります。治療を受けず、それこそ利用の同意が得られずに流れてしまったというケースも治療の対象となるわけで。その場合、早いうちに依存部分、教育をして、取り上げるなら取り上げるで、ちゃんと動機付けをしないといけない。このあたりが児童精神科のテーマですが。

あと一つおまけで言うと、大阪府は児童心理治療施設が足りない。大阪市は3か所で、定員数が110くらいある。それでも足りているとは言えない。もうちょっとあってもいいというところ。人口比とか、大阪市の方が虐待がひどいですから、その8掛けくらいでも数はいいかもしれません、でも明らかに1つ足りないという感じがあります。課題として言ってもいいのかなという感じです。現実なっていますし。児童心理にくべきケースが児童養護に行ってしまって、児童養護がつぶれていますということが当然ある。受け皿の問題を変えないといけない。ここが課題だと思います。大阪府全体で3つもある都道府県はないのですが。大阪福祉状況の方もあるので。虐待防止、不登校、発達障がいも多いのではないか。ややこしいことが多いので、府の管轄の児童心理がもう1つくらいいるだろうと密かに思っていますが、密かじゃなくてもいいですよね。公に出してもいいと思います。

○WG長

ありがとうございます。地域の児童養護施設でも、支援の必要な子どもが増えているという印象があります。また、委員が提出していただいた資料の中で、障がい児等の入所施設の子どもたちが増えているような傾向がある気がしますので、大事なご指摘をいただいたと思います。委員いかがですか。

○委員

施設の小規模かつ地域分散化の部分で、児童施設部会からの意見書にも書いてありましたが、小規模になることによって良い面もたくさんあると思いますが、私自身も小規模と大舎どちらも経験している中で、やはり大舎ならではの良さもある。例えば、施設で一緒に育った施設の子どもたちと今も繋がり続けることが一番のアフターケアに繋がると思っている。そういうところや、やはり大舎ならではの良さを残しつつ、小規模にしていくというところも考えて欲しい。今、どんどん小規模化している中での課題も上がっていると思っているので、小規模化している中での家庭の中で育っている子どもたちへのケアも考えただけたら嬉しいなと思います。

○WG長

ありがとうございます。そういう大舎の中でたくさんの子どもが育っている中で、帰属心であったりチームワークが育ったりというところもあると思います。委員、お願いします。

○委員

今、委員が言ったことが本当に課題だと思います。小規模化に進めていくというのは、施設の狙いでもあります。でも、できない部分も当然出てくる。もちろん養育面の中での難しさではなくて、ハード面もなかなか一気にできないというのも、これも現実です。そこに来て、いっぺんに人材を確保するのは難しい。人材

確保が難しいのはうちだけではなく、どこも大変になってしまって、存続に関わる。先ほど委員が言われたが、我々施設がなかったら大変だと思いながらやっていかないといけない。だから里親もどんどん増えているだいたらと思う。里親が本当に増えるのは残念な思いで、何でなのかと。検証はされていると思うが。里親が全部行政を頼って、センターばかり頼るのではなく、自助努力的なことがものすごく必要になっている。その差は組織力ではないかなというような。中央には立派な会があるが、都道府県はバラバラということを聞く。でも必要だと思いますから、今後は施設と里親も協力したらいいのではないかと思う。私はその派です。同じ子どもたちが入っているのだから。先ほどから一時保護委託とか、子どもは同じ子ども達がいるんだから。推進計画についても、先日全国大会に行ったら、はっきりとどんどん進めていくのだと。数字だけのことを言うならば、抽象的な曖昧な数字を出さざるを得ないという現実もある。もちろん検証もされているが、都道府県によって進むところと進んでいないところがはっきり二分化してきたなという感じがします。全国に行つたらいつも、あんなものできるわけないという意見がある。必要論として、力を入れて近づけないとならないというのはみんな理解してきたと思いますが。

○WG 長

ありがとうございます。そろそろ時間になってまいりましたが、今後のスケジュールについて事務局から説明をいただけたらと思います。

○事務局

今後のスケジュールについては、資料がありませんので口頭で説明いたします。本日いただいたご意見を踏まえ、計画素案を修正の上、12月12日に本ワーキングの親会である大阪府子ども家庭審議会に素案を報告いたします。その後、大阪府子ども計画と併せて年内にパブリックコメントを実施する予定にしています。次回のワーキングについては、パブリックコメントの実施後を予定しています。事務局からは以上です。

○WG 長

ありがとうございます。12月に計画素案を親会に報告するという話を冒頭にもさせていただきました。今後、12月12日の親会でまず報告をし、その後パブリックコメントにかけるという形になります。まだまだ委員の皆様方に素案を、そしてこれから多くの方にパブリックコメントをいただいて叩いていくわけですが、またぜひパブリックコメントやご意見をいただけたらと思います。

本日事務局からお示しいただいた計画素案について本当にいろんな所からご意見をいただきありがとうございます。ご意見を取りまとめて最終12月12日に報告するという形で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員

確認ですが、これから委員がされる当事者である子どもの意見の取りまとめや、それを盛り込んだものが12月12日にあがってくるのかというところと、それは私たち委員が見ずに、12月12日に上がってしまう

のかということ。

○事務局

スケジュール的にきちきちにはなりますが、しっかり内容は書かせていただいて、委員会の開催は非常にタイトで難しいのですが、メール等で見ていただき、最終そこでご意見をいただけたらと思いますので。

○WG長

よろしいでしょうか。そうしましたら、本日のご意見を踏まえた修正と、それから委員からいただく資料等を併せて、WG長で預からせていただいてよろしいでしょうか。一定、掛ける前のものについて、全員で流させていただくということで。

ありがとうございます。そうしましたら、今日の議案はこれで終了したいと思いますので、事務局よろしくお願ひいたします。

○事務局

ワーキンググループ長ありがとうございました。委員の皆様、多くの貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。本日、この場でお答えできなかった項目については、後日改めて委員の先生方にお答えさせていただきます。

以上を持ちまして、令和6年度第3回社会的養育体制整備計画策定ワーキンググループを閉会します。本日はありがとうございました。